

協力対象施設入所者の対応について

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に
対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険
施設等の名称は以下の通りです。

- ・特別養護老人ホーム 大地の丘
-